

令和7年度 第2回 目黒区居住支援協議会 議事要旨

名 称	令和7年度 第2回 目黒区居住支援協議会
日 時	令和7年12月19日（金） 午後4時30分～午後6時00分
場 所	目黒区総合庁舎4階 政策会議室
出席者	<p>（委員）石渡和実会長、中島明子副会長、北本佳子委員          長崎隆委員、城市恵子委員、松原辰昭委員、久保田聡委員、          鈴木史高委員、手塚康弘委員、諏訪尊委員（欠席：山本美香委員）</p> <p>（区委員）関田健康福祉計画課長、橋川福祉総合課長、相藤高齢福祉課長、          山内障害者支援課長、小見生活福祉課長代理（小山管理係長）、          中尾こども家庭センター長、小林都市計画課長、          原都市整備課長、鶴沼住宅課長          （欠席：保坂健康福祉部長、照井都市整備部長、佐藤（公）子ども若者課長）</p>
次 第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>（1）令和7年度「福祉の総合相談窓口」における住まいの相談支援実績（上半期）</p> <p>（2）令和7年度 住宅課における居住支援実績（上半期）</p> <p>（3）住宅セーフティネット法の改正に伴う居住サポート住宅の認定について</p> <p>（4）令和7年度 目黒区居住支援セミナーの開催について</p> <p>（5）各委員からの情報提供</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・資料1 令和7年度「福祉の総合相談窓口」における住まいの相談支援実績（上半期）</li> <li>・資料2 令和7年度 住宅課における居住支援実績（上半期）</li> <li>・資料3 住宅セーフティネット法の改正に伴う居住サポート住宅の認定について</li> <li>・資料4 令和7年度 目黒区居住支援セミナーの開催について</li> <li>・参考資料1 目黒区居住支援協議会設置要綱</li> <li>・参考資料2 目黒区居住支援協議会委員名簿</li> <li>・参考資料3 居住支援セミナーチラシ</li> <li>・参考資料4 居住支援セミナー資料</li> <li>・参考資料5 令和6年度「福祉の総合相談窓口」における住まいの相談支援実績</li> <li>・参考資料6 令和6年度 住宅課における居住支援実績</li> </ul>
議事及び質疑応答	
<p>（1）令和7年度「福祉の総合相談窓口」における住まいの相談支援実績（上半期）          事務局より、資料1、参考資料5に基づき説明。          質疑応答、意見等は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転居先について、区内・区外の内訳はどうなっているか。          ⇒区内10件、区外が19件である。</li> <li>・転居先が区外となるケースが多い理由は何か。          ⇒UR住宅や都営住宅等が区外に立地している場合が多いことが要因と考えている。</li> </ul>	

- ・相談者の生活保護への移行等、連携体制の維持に努めてほしい。

## (2) 令和7年度 住宅課における居住支援実績（上半期）

事務局より、資料2、参考資料5に基づき説明。

質疑応答、意見等は下記のとおり。

- ・民間賃貸住宅の情報提供事業について、情報提供内容の範囲はどのようなものか。

⇒相談者の希望条件に応じて、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会目黒区支部から提供された賃貸物件情報を案内している。

- ・相談者の中には低所得の方も多いと思うが、物件情報は複数提供できるのか。

⇒区内事業者に加え、区外事業者が目黒区に持っている物件情報も提供できるよう、体制を構築しているところである。

- ・家賃助成制度で決定件数が募集数に満たない理由は何か。

⇒契約書類や支払い状況など審査に必要な書類が整わないケースが多く、結果として決定に至らなかった。書類が揃えられない方の中には認知機能が低下している場合も考えられる。福祉の総合相談窓口への連携や、次回の募集に向けて不足書類の案内などのフォローアップを行っている。

## (3) 住宅セーフティネット法の改正に伴う居住サポート住宅の認定について

事務局より、資料3に基づき説明。

質疑応答、意見等は下記のとおり。

- ・居住サポート住宅として認定されることで、オーナー側にはどのようなメリットがあるか。

⇒見守りや残置物整理等の支援体制が整うことで、安心して貸し出せる点が大きなメリットである。

- ・サービスが充実するということは、借主のコストも増加するのではないか。

⇒そのように思う。国等が実施している補助等を活用することは可能である。

- ・空き家の一部だけを居住サポート住宅として認定することは可能か。

⇒建物全体ではなく、空いている住戸単位での認定も可能である。ただし、平米数や耐震強度等、必要な条件はある。

- ・認定期間に制限はあるのか。

⇒短期間の認定というのは想定されていない。10年間の認定となっている。

- ・居住サポート住宅を増やすために、区として何か事業を開始する予定はあるか。

⇒現状は、新たに事業を開始する予定はないが、既存の見守り事業や緊急通報システムなどの事業を活用していただく想定だが、住宅課と連携して対策を検討する。

## (4) 令和7年度 目黒区居住支援セミナーの開催について

事務局より、資料4に基づき説明。

質疑応答は特になし。

## (5) 各委員からの情報提供

各委員より、日頃の活動を通じた住まいに関する課題や現場の状況について情報提供があった。

- ・高齢者、障害者、ひとり親世帯を中心に、家賃高騰と収入水準の乖離により、住まいの確保・継続が困難となっている。

- ・年金や障害年金、非正規就労等の限られた収入では、現在の家賃水準に対応できず、転居や退去を余儀なくされるケースが増加している。

- ・生活保護世帯においては、生活保護基準家賃の範囲内で区内居住を継続することが難しく、区外転居が多くなっている。
- ・区外転居により、医療・福祉サービスや学校、地域とのつながりが断たれるなど、生活基盤への影響が生じている。
- ・銭湯や地域拠点などの身近な居場所の減少が、高齢者の生活リズムの乱れや孤立につながっている。
- ・住まいの問題に対応するため、行政、地域、福祉、不動産関係者が連携した横断的な居住支援体制が必要である。

#### その他連絡事項

次回の目黒区居住支援協議会は令和8年度に開催する。

協議会委員の任期が5月16日までとなるため、年度当初に所属団体に対して委員推薦の依頼をさせていただきます。ご協力をお願いしたい。

以 上